

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 大西 正男君

理事 久野 忠治君

理事 二見 伸明君

理事 赤澤 正道君

理事 小沢 一郎君

理事 島村 一郎君

理事 丹羽喬四郎君

理事 阿部 昭吾君

理事 伏木 和雄君

理事 奥野 誠亮君

理事 堀 昌雄君

理事 門司 亮君

理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君

理事 松浦周太郎君

理事 西宮 弘君

理事 林 百郎君

理事 秋田 大助君

理事 高松 敬治君

理事 中村 啓一君

理事 高松 敬治君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

理事 中村 啓一君

出席政府委員

警察庁刑事局長 高松 敬治君

自治省行政局長 中村 啓一君

委員の異動

十二月十日

辞任 雄蔵君

松野 頼三君

同日

辞任 雄蔵君

松野 頼三君

同日

辞任 雄蔵君

松野 頼三君

同日

辞任 雄蔵君

松野 頼三君

同日

辞任 雄蔵君

松野 頼三君

同日

辞任 雄蔵君

松野 頼三君

同日

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出  
第二六号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。林百郎君。

○林(百)委員 最近、一連の反動的な潮流が顕著にあらわれてきているように私たちが思うわけであり、たとえば、訴追委員の裁判官の思想に

対する調査あるいは防衛白書の中における徴兵制の問題あるいは三島事件等、これら一連の反動的な潮流が顕著に見られるわけであり、

そういう中で、この選挙法の改正が行なわれ、しかもその内容は、各党の政策宣伝のいままです

されてきた自由を制限するということであり、許

しては、各政党、各候補者は国民にみずからの政

策を十分に知らせ、国民はまたそれを知る自由が

保障されている、これが民主主義の基本であると思

います。第五次選挙制度審議会の答申でも、こ

れは言うまでもなく、そのことはうたわれてお

り、ことに第二委員会の委員長の報告の要旨を見

ますと、「言論、文書による選挙運動」という中

に、「政党本位の選挙においては、言論、文書に

よる選挙運動は、選挙運動のもっとも本来的なも

のとして選挙運動が公正に行なわれるための最小

限度の規制を除き、自由化すべきこととされた。」

これは小委員長報告であります、正報告の中

にも、「二選挙運動に関する事項」の(一)文書図

画の頒布は、必要な合理的制限を除き、自由化す

るものとすること」ということがあることは、こ

れは大臣も十分御承知だと思っております。

第五次選挙制度審議会のこういう答申もありま

る前のすなわち現行法は、自民党まで含めて決議

されておるわけでございます。選挙制度審議会の

評価については、わが党はわが党なりの評価を

持っていますけれども、少なくともこの文書図画

による政策発表の自由化という点については評価

されていいと思うのでありますが、こういうもの

と逆行するような改定をこの際どうして

もしなければならぬという理由が私たちがよく

わからないし、納得するわけにいかないものであ

ります。

一体この提案の理由は何かという問題でありま

すが、これは各委員も口をそろえて質問をしたわ

けであります。本会議場でわが党の谷口議員の質

問に答えて佐藤首相は、目に余るビラの活用など

を規制したいと言っている。それから自治大臣

は、京都の選挙で若干の行き過ぎが起ったので

改定をするというようなことを言っておるのであ

ります。このような理由を述べられておるのであ

りますが、もう一度ここであらためてこの法案を

提出するようになったいきさつ、提案の理由につ

いて具体的に説明をしていただきたいと思いま

す。

○秋田國務大臣 今回のこの公職選挙法の一部改

正法律案、これが政党の政治活動、特に選挙の際

における選挙運動の自由を害するものではないか、

その方針に反するものではないか、反道義的であ

るといふ御批評が一部にございますが、私も、

争と申しますか、これはかえって静かにして公正

な金のかからない選挙という事態に反することに

なりはしないだろうか、ここに適当な秩序をつけ

ることが必要ではなからうか、というような世論

が相当起りまして、国会内におきまして、ま

た政党間におきましてもさような世論が生まれた

ので、各関係方面の御意見等も調査しまして、一

部御反対の向きもありませんが、大勢は、何らかの

秩序づけにつきまして過去の経験に基づく改正を

すべきであるという声があると考えました

ので、こういう改正案を提案するに至った次第で

ございます。

○林(百)委員 その大臣のいう目に余る活動、私

は主として政策宣伝のビラの問題から入っていき

たいと思えますけれども、目に余るビラ、あるいは

京都の選挙の例も出されたようでありますけれ

ども、目に余るビラ活動といったのは、それは一体

量が多過ぎたということなのですか。

○秋田國務大臣 量もまた種類も多過ぎたという

世論がございます。かつまた、ときにはその内容

においても自然行き過ぎがあるというような点も

指摘されておるようでありまして、しかしながら

この第三番目のところは、問題が多少本旨からそ

れますけれども、量及び種類につきま

して多過ぎる、そこまですべていかにいいじやない

か、それがいろいろ不都合と申しますか、秩序を

害するような程度に感ぜられる、こういうわけで

ございます。

○林(百)委員 量が多過ぎたといいますが、今

度の改正法案によれば、何も量に制限はあるわけ

じやないんで、幾らでも量を出せるわけですか

ら、その点では大臣の言うことは矛盾しているん

じやないですか。何ら量は規制されません。これ

で幾らでも、三種類と二種類の場合がありますけ

れども、出そうと思えば幾らでも出せる。その点

では何もこの改正案を出す理由がないじやないで

す。

○林(百)委員 量が多過ぎたといいますが、今

度の改正法案によれば、何も量に制限はあるわけ

じやないんで、幾らでも量を出せるわけですか

ら、その点では大臣の言うことは矛盾しているん

じやないですか。何ら量は規制されません。これ

で幾らでも、三種類と二種類の場合がありますけ

れども、出そうと思えば幾らでも出せる。その点

では何もこの改正案を出す理由がないじやないで

す。

○林(百)委員 量が多過ぎたといいますが、今

度の改正法案によれば、何も量に制限はあるわけ

じやないんで、幾らでも量を出せるわけですか

ら、その点では大臣の言うことは矛盾しているん

すか。

○秋田国務大臣 確かに、おっしゃるような点はさうであるかと思ひます。量を直接は規制しては二種類と限られることになりまして、自然、ある程度量にも影響が及ぶものと、こう予想もされません。また、量そのものを制限をするということにはいろいろの問題があるという点は考えられるわけでございます。こういう措置になったのでございませう。

○林(百)委員 そうすると、量を制限することはいろいろの問題があるから種類を制限する、そういうことになりまして、種類ということになると、これは政策を宣伝するためにピラというものは出すわけですから、それが、しかも選挙の本来の機能なんです。選挙の本来の機能である政策のピラの種類を制限するというのが主ということになるわけですか。

○秋田国務大臣 とにかく三種類あるのは二種類に種類を限定したところに問題があるというところでございませう。しかし同時に、その選挙期間内において、三種類ないし二種類あれば、ある程度政策宣伝の目的は十分達せられるのではなからうかという関係者の合意のもとに、こういう提案になった次第でございます。

○林(百)委員 そうすると、大臣が先ほど言われました量と、それから種類と、両方に行き過ぎがあったように思われる。種類というか内容というか、それはどういふものがあつたというのですか。量は、いま言ったように三種類、二種類でも、これは幾らでも出そうと思へば出せることになるわけですから、これで量を規制したということにはならぬわけなんです。だから京都の選挙でピラの量が非常に多かったといつても、この法律で、三種類と二種類なら幾らでも出せるわけですから、その点は何ら規制にならない。そうすると、あと残るものは、あなたが先ほど言いました種類とか、あるいは内容ということになるわけなんですけれども、その種類とか内容で、どういふ

点が行き過ぎていくというのですか。

点が行き過ぎていくというのですか。

○秋田国務大臣 種類につきましては、過去の経験あるいは実例について聞くところによりまして、一日のうち何種類も出る、そうして結局それが数量を多くあらしめておる、そこに過激な、いろいろな競争も出てくるし、ことばづかひも激しくなる、不当な誹謗的な記事も出てくるというような原因をつくるわけでございます。もちろんこれには必然の関係はないわけでございますが、勢いそうなるというふうなことから、選挙期間等を通じて、二種類ないし三種類あれば正常な選挙の宣伝活動として十分ではなからうかという点から、種類を限れば、その自然的波及効果といったしまして、数量等も落ちつくところに落ちておるようにならうか、こういうことが予想をされておるようにならうか、これはよくわからないのですけれども、種類を三種類、二種類にすれば内容もおのずから制限される、そういうことなんです。しかし、その政策を発表するピラがたくさん出た。その政策を発表するためのピラ、量はこれだつて同じことなんです。あとは政策を発表した内容、種類になると思ひますけれども、それが多過ぎたとか少な過ぎたとかいうようなことはだれが判断するのですか。これは多過ぎたとか少な過ぎたとか、そういう判断権というものはあなたがお持ちになつておられるわけじゃなくて、主権者である京都の場合なら府民が持っているわけでしょう。府民からそういう声があつたところへ出てきておるのですか。

○秋田国務大臣 一般の世間の批評、並びにまた民意を代表して国会に出ておられますわれわれ同僚議員の多数の方々の御意見を参酌いたしたわけでございます。

○林(百)委員 そうすると、あなたの同僚議員というものは、自民党の議員がそう言ったということになるわけじゃないのですか。たとえば参議院の公職選挙の特別委員会が京都へ行って実情を調査しておられます。この中で京都の府民の人たちの声

が反映されておりますので、参考までに読んでみますと、上京区の連合婦人会の会長の和田早苗さんは「選挙公害であつたといわれるが、ピラは読みたくなければ捨てれば良い。今まで無関心であつた人も政治、地方自治を身近に感じ、政治意識を向上させ、学習討論に利用するなど効果があつた。政策の争点も明らかとなり、自覚ある真実の投票ができた。これは正しい選挙の第一歩ではないか。シンボル・マークも自主的に着けたのであつて、そのことによつて自覚を高め、意識の向上に役立った。したがつて選挙の自由妨害、投票の秘密の侵害などは当らない。選挙期間中の陰険さもなかつたが、中傷と批判を見分ける意識は必要で、このため政治学習を中心とした婦人のための常時啓発事業はますます強化されたい」要するに政策の争点も明らかになり、自覚ある真実の投票ができた、京都の上京区の連合婦人会長はその言つておられるわけですね。また京都の教育大学教授の五十川武雄さんも「確認団体、政党の政治活動は、婦人層とくに農村婦人層の自覚をかつた。いほど向上させたことを指摘され、京都府選挙管理委員会委員長大前清美氏は、政治活動の正常化を図るため一定期間内の政党、政治団体の選挙に関する政治資金の額を規制することの必要を訴へた。ピラのことばは言つておられません。また同志社女子大学の助教授の坂本武人さんからは「直接的な人間の触れ合いの必要性から立会演説会の回数増加を」するようになり、意見があり、「京都府連合青年団長の安田豊氏からは、青年層の投票率低下は、政策争点不明確であり、ことに青年層の政治不信が原因である。政策の争点は、選挙が明確に基礎資料として提供する必要があるのであつて、立会演説会の回数増加と運用面における拡充が必要である」との意見が述べられ」た。結論として

「選挙側の選挙管理のうえからの規制意見とは対象的に、地元代表側は、自由にして明朗豁達な選挙へ移行するための一つの過程として、選挙公害も否定することなく、その可能性を前向きに受取つておられるように思われたのである」。「また、今回の選挙においては、その性格が開放的で、買収、供応などは一件もなく、有権者の自覚を高め、政治意識を向上させた点も事実でありまして、この点は、地元代表側が一様に認め「云々と書いてある。だから京都の府民は、これは参議院の公選特別委員会の調査であります、だけれどもあなたの言うように、ピラが多過ぎて行き過ぎたとか目に余るとか言つてないじゃないですか。あなたがそういう目に余るとか行き過ぎたという判断をなさつた資料は、同僚議員だ。同僚議員だということになると、自民党の同僚議員だ。よその党にありましたか。そうすると、あなたの意見は自民党の意見だけだ、こういうことになるのじゃないですか。

自民党の敗北の原因について検討して、その敗因の一つが公選法の改正による政党的政策宣伝活動の自由化にあった、これを再び規制すべきである、こういうことが新聞にも発表されておりますが、こういう事実があったのじゃないですか。だからあなたが、私は記憶はないが、よその党のだけれが言いましたなんて、そんなことを言ったって、そんなものは全然権威がないんで、同僚議員の意見によると、京都の選挙に行き過ぎがあったというのだから、あなたの耳に入っているのは同僚議員の、すなわち政府・与党、自民党の意見だということじゃないですか。しかも四月二十八日には京都府知事選が敗北したことについて、政府自民党の首脳部が検討し合って、その原因は公選法の改正で政党的政策宣伝活動の自由化にあったのだということじゃないですか。だからこそあなたのはこれを出されているのじゃないですか。だから各新聞を見て、どうですか。たとえ十一月六日の朝日新聞の社説で、京都で負けたからこういうままで許されていた政策宣伝のピラを制限するというのは身がたてな感じを与えるに批判しているし、また毎日新聞の十一月十三日の社説でも、このような政府の態度は党利党略的だということをしりて免れないといわれているじゃないですか。だから、あなたの方にも行き過ぎだとか目に余るといような客観的なようなことを言っているけれども、実際は、あなたを取り巻いている周囲、すなわち政府・与党が京都府知事選で負けたその結果を検討した結果、こういう法案を出すということになったのじゃないですか。それよりほか考えようがないし、しかも各新聞の社説までがみんなこう言っているじゃないですか。

○秋田國務大臣 私先ほど申し上げましたのは、決して私の不確かな記憶によるいわば捏造的なものではなくて、たしか委員会の席上で、十分こういう問題については考えるべしということをお林(百)委員 それは権威がないですよ。どこの

党のそれが言ったかということ言われなければ、そんなこと大臣、答弁したって権威ありませんよ。

○秋田國務大臣 それは、今後お調べを願えば、速記録に載っておるのではないかと私は思いますが。ただ、どういう表現であったか、その点の記憶はございませんが、そういうことを受けたことはもう間違いないと確信をいたしておるのであります。決してわが党だけの意見を聞いたというわけではございません。わが党の首脳部がいろいろお打ち合わせをされましたが私はあまり知りません。しかしながら、ただ文書図画の自由を許したことが間違いないと、敗因であるというような単純なお話をされたものとは想像されません。ただ、おそらくこれらの実際の選挙運動が行き過ぎであったことについては批判のお話が出たことには十分想像できるわけでありまして、これらの点につきましまして、ただいま申し上げたような野党の方の御意見もありましたので、決して単にわが党だけの意見とは私は考えておりません。

○林(百)委員 では大臣、京都府知事選の経過を大まかにここで申してみます。要するに、京都府知事選に行き過ぎがあったという同僚議員の声があり、また名前、所属党派も言わない野党のだからからもうそういう意見があった、そう大臣に言われたら、私としては、ああそうですかというわけにはいかない、名前も所属党派もないのですから。しかし京都府知事選のいきさつを見ますと、これは全くあなたの方の同僚議員である政府自民党ですね、こちらのほうからそういう物量戦の口火を切った、これは明らかですよ。自分のほうでそういうことをやっておいて、結果が負けたから、これはまずいから手を縛らうなんということは、それはだから朝日新聞にしても毎日新聞にしても党利党略だということ言われるんじゃないですか。

ちよつとこの経過を簡単に、当時の記憶を呼び起こすように読んでみますと、一月も二十日を過ぎたころ、京都市内の目抜き通りには「時の人、柴田まもる氏帰る」という立て看板が一斉に立てられて府民の目を驚かせた。そして市内には自民党や勝共連合の宣伝カーが走り回って、「独裁府政をやめさせよう」「共産主義は間違っている」と叫び立てた。柴田氏が今度京都に入ってきた一月の二十七日以後からは、京都を明るくする会という柴田派のピラの全戸配布が始まった。そのころまだ共産党や社会党など民主勢力の側は統一選挙の体制はでき上がっていない。これが成立は一月の三十一日のことである。京都市内は知事選の告示の一カ月半も前だということに、そしてまた嵯川さんが出馬表明をする前に、もう柴田派からどんでんピラが各戸にまかれる。それから勝共連合という反共連合の宣伝カーが走り回るという状態である。こうして柴田陣営の出足は、一そ早く入って、二月に入ると、京都北部の丹後地方を皮切りに柴田派の大南下作戦と豪語した大宣伝戦が展開され、全国から動員された宣伝カーが柴田の名前を連呼して、民主府政を共産府政とのしり回って、府下の電柱という電柱には柴田の顔ポスターが一斉に張りめぐらされた。こうして三月十八日の告示までに、柴田陣営がばらまいたピラは十種類、機関紙「若い京都」一号から三号までのおおの約五十万部が府下全戸に配布された。ほかに、自民党の機関紙、自由新報が三回、当時民社党は自民党と一緒にしたのですけれども、民社党のほうのピラもまかれていた。この「若い京都」という柴田派のピラはもう軒並みにまかれていた。当時、まだいよる民主勢力、嵯川側が柴田派の宣伝に反対できる体制は整っておらず、中傷やデマ宣伝にさらされてきた。告示以後に至っては、柴田派の宣伝は一そう拍車をかけられて、告示直後の三月二十日の夜には民主府政の会を中心とした嵯川陣営を驚かせるような事件が発生した。それは柴田派の機関紙「若い京都」

が「柴田まもるは実行します」という活字と柴田氏の四枚の顔写真を載せて、府下六十万戸の有権者に軒並みに無料ではまかれた。当時、選挙法上の確認団体の機関紙といえども全戸に無料で配布することは違法ではないかと嵯川派では解釈していたために、嵯川派の運動員は、これら無料で各戸配布をしておる柴田派の運動員を警察に突き出したところ、逆に自民党のほうの柴田派から選挙の自由妨害だと食ってかかられた。以下これと似たようなことがたくさんあるわけですから、民衆府政の会の代表、要するに嵯川派の代表は、この直後京都府警の捜査二課に見解をただし、第一号の配布の方法が全戸配布ならそれが通常の配布の基準であり、違法ではない。これを妨げるのは選挙妨害に当たると言って、これを契機に柴田陣営は、機関紙「若い京都」、京都を明るくする会のピラが通常配布、すなわち全戸無料配布として、朝、昼、夜の一日三回も配布されるといふ形でエスカレートしていった。これが実情なんです。だからむしろいま法案を出している政府の与党である自民党のほうから口火を切ってこういうことをやっている。しかもその内容に至っては、政策のピラという範疇には入らないものが出されている。「京都はこれによいのか」「嵯川政府、独裁と暴政の二十年」「嵯川はんはこわい人どすワ」「暗黒」と「恐怖」の二十年間、そのほか私もここにいろいろピラを持ってきておりますけれども、あとでいろいろ申し上げますけれども、こういうことがなされているわけですね。だからこれはむしろ政府・与党のほうから自衛すれば自衛できることじゃないですか。それを、京都の選挙の結果によって、法律でどういう本来選挙運動の民主主義的な原則である政策を發表するというピラを制限するということとは、全く身がたてなことになるのではないですか。大臣、そうは思いませんか。しかもこの現行法は、第五次選挙制度審議会の答申を待って、これを尊重して自民党も入れてつくったわけですから、私たちが選挙制度審議会については、いろいろの評価もあり

ますけれども、第五次選挙制度審議会のこういう意見もあるということで、あなた方自民党までも一緒に法律をきめたのに、今度はどうして選挙制度審議会の意見も聞かなくて、そしてこのように急いで国会に法案を提案して、そしてこれをこんな急いで審議し、改正しなければならぬという事情は、一体どこにあるのですか。どうして京都府知事選であなた方のほうがもう政策の戦いは負けた、これは許しておくわけにはいかない、こういうことが行なわれれば、これはもう自民党の敗北になるんだという党利党略のおいがふんばんとしてくるじゃないですか。どうしてこれは選挙制度審議会の審議を待ってやらないのか。第五次選挙制度審議会には、現行法のよろしうと書いてある。待つ余裕がないのですか。

○秋田国務大臣 どちらが先に口火を切ったかということは別といたしまして、少なくともたまたまお読み上げになったような活動、あるいはその他の文書がそのような形において頒布されるということは、決して健全であり正常であるとは申せないと申します。自由と申しまして、おのずからそこに節度のあるべきものであろうと思いません。したがって、現実にはそれが、互いに自制し合って守られるべきことを法は予想しておると思えますけれども、しかし現実やはりそれが過度になるといふ点は、自由原則のもとにこれは避けなければならぬ。それは違法とはならないが、しかしながら、現実そういう行き過ぎというものは正常なものではない。秩序をかえって害するといふ実質があるという場合には、自由の原則が十分保たれる範囲内におきまして、行き過ぎのそれら行為のある程度制限をしていくことは、決して自由の原則にもとるものではない、むしろ現実的にその自由の原則を健全に適用していくゆえんではなからうか、こう考えますので、この法案に盛り込まれた内容というものは、決して自由を制限するものではない。現行においてはかえって不都合な状態が誘致される。これが自制に待つと

申しまして、現実不可能でございますから、これをある程度の制限を加えていくことが、むしろ法の意図する自由の精神に合致するものではなからうかと思っております。しこうして、そういう解釈に立つ確信を持ちますがゆえに、あえてこれを選挙制度審議会の議にもう一回付する必要はないと考えた次第でございます。

○林(百)委員 いま私が申し上げたことを大臣誤解しないようにしていただきたいのですが、いま私が申し上げましたことは、選挙の政策の宣伝ではないものが目に余るほど自民党というか柴田派からまかれていくわけなんです。だから、そういうものがまかれたからといって、本来民主主義的な選挙の原則である政策を選挙民に知らせる、その政党の本来の活動を制限することは当たらないじゃないか。

たえばその例を一、二申します。こういう目に余るほどまかれても、これは選挙に関係ないこととす。たとえばここにこうあります。これは「若い京都」の号外ですが、「赤軍日本機による乗っ取り」これは文章もおかしいですね。何のことがわかりません。「これが共産党の正体だ」「京都を明るくする会」、これは政策のピラジャやないです。こんなものが目に余るほどまかれたからといって、本来民主主義的な選挙の原則を守って出されている政策を選挙民に知らせるといふピラを制限する理由はないじゃないですか。まだありますよ。ここに私が持っていましたけれども、「オタマジャクシ(赤軍派、日本共産党はカエル)共産主義の子、日航機、銃や刀剣でおどす、共産党あわてて言いわけ」これは政策ですか。誹謗じゃないですか。こんなものが大臣の言うように目に余るほどまかれたからといって、本来の選挙運動を規制するなんてとんでもない話じゃないですか。しかもあなたのほうから出ている——あなたのほうと申しては何ですが、柴田派から出ているポスターを見ますと「なかつた言論の自由、まかり通る党略、蜷川はん報復おそれノコメント」言論の自由がなかったと申して、あなたのほうは言っ

ているじゃないですか。さらに「思想の自由の保障される職場にしよう」なんていうのが出ているんですよ。これはもう政策以外の誹謗のポスターなんです。こういうものが、あなたの言ういわゆる度を過ぎたほどまかれたと申して、本来の政策を明らかにするピラを制限する理由にならなはいじゃないですか。だから、こういうようなピラは仮処分とめられております。たとえば柴田派から「赤軍による日航機乗っ取り」「これが共産党の正体だ」「京都を明るくする会」、これをずつとまこうとした。これに対して裁判所へ仮処分の申請がされております。そしてそれが途中で仮処分の決定が出ています。昭和四十五年四月三日ごろ舞鶴市折原モトキ印刷株式会社で、このいま私の申しました別紙の「赤軍による日航機乗っ取り」これが共産党の正体だ」というようなピラを三万枚印刷し、四月七日朝新聞折り込み、または京都を明るくする会の会員の配布によって舞鶴市全域に配布しようとして、すでに被申請人事務所に保管し、配布手続を行なおうとしている。これに対して、これは本来の政治活動、選挙のためのピラではないということで仮処分の決定がなりました。これを第三者に引き渡したり、これらのピラを処分してはならないという決定が出ていることは、あなたはおわかりでしょう。こういうものが出たからといって、何が目に余ることになるわけですか。これは政策のピラという範疇以外のものじゃないですか。そう思いませんか、大臣。

提案理由は、筋が違っているのではないか。先ほどの参議院の公職選挙法特別委員会の調査によれば、選挙民は正常な政策のピラについてはこれをむしろもっと積極的に配付してもらいたいと言っている。そして参議院の公選の調査の結果から申しまして、「選挙側の選挙管理のうえからの規制意見とは対照的に、地元代表側は、自由にして明朗競争な選挙へ移行するための一つの過程として、選挙公害も否定することなく、その可能性を前向きに受取っているように思われたのである」ということですから、政策的なピラをもっと徹底的に出させることが必要じゃないか。そしてこういう中傷と批判を見分ける意識を養成することが必要だ、こう言っているじゃないですか。こういう政策でもないピラがたくさん出たからといって、本来もっと出してもらいたいという村民が望んでおる政策ピラを制限するような法律は間違っているんじゃないですか。だから、あなたが本改正案を出そうとするその理由は間違っているのではないか。政策ピラについてはもっと徹底的に出させるべきじゃないか。そうすれば、選挙民の意識が高まって、こういうものとの見分けがちゃんとしてできるようになる。そういうためには、政策ピラをもっと出してもらいたいということをお府民のほうは言っているのですから、こういう目に余る、本来の選挙と関係のない、相手方を単なる中傷のための中傷をするようなピラと、本来の政策ピラとを区別するためにも、もっと政策的なピラを出させることが、そして選挙民を啓蒙することが必要だと言っている。ところが、あなたはい、こういう政策以外のピラが目には余るほど出たから、本来もっと出してもらいたいと府民が望んでいる政策に関するピラを制限しなければならぬんだというところは、これは提案理由が間違っていると思いませんか。

○秋田国務大臣 私は、そういうものがたくさん出たから出したとだけ申しておるのではないのでございます。特殊な極端な例をおあげになりましたが、そういうものも出たてでございます。し

かしその他に相当多く政策宣伝用のものも出ました。これはあわせて目に余り、過度にわたるといふ点を考へて出したわけでありまして、決してその部分だけに着目して出したわけではない。全体として行き過ぎがある、こう考へて出しておるのでございます。

○林(百)委員 それは、具体的にはどういふものが出たというのですか。どういふ種類のビラが出たから、こういう中傷的なビラ以外に政策ビラにしても目に余るものが出たから取り締まるというの、どういふ政策のビラがあなたは取り締まらなければならぬビラだ、こういうふうにお考へになるのですか。具体的に言ってください。

○秋田國務大臣 ここに一つ一つ資料を持ち合わせておるわけでもなし、またそう集めたわけでもございません。そこが世論として、そういうものが出過ぎておるといふことが与野党において認められ、世論一般において認められておる、こういう事実をよく省察いたしました結果、今回の改正案になったわけでございます。

○林(百)委員 本来正しくない、そして民主主義的な選挙を保障することを妨害するものが出たからといって、本来、もっともと積極的にそのことが奨励されなければならぬ、政策の争点を明らかにするためのビラを制限するといふ。そういう間違つたものによつて本来の正しく、しかももっと伸ばさなければならぬもの、第五次選挙制度審議会の結論を見ても、それを規制するといふことは非常な間違ひじゃないかというように私はあなたに聞いておるわけではあります。

もう一つ違つた例を出してみたいと思つて、愛媛県で、この一月に選挙が行なわれるわけですが、これもこれは自民党で配つておるポリエチレンの袋です。これは自民党と書いてあるでしょう。こういうものが出るからといって政策ビラを制限する、そんなことが許されますか。こんなものがどんどんまかれておるといふことを知つていますか、大臣。

○秋田國務大臣 それが出ておることは存じませぬ。

ん。初めて拝見いたしました。

○林(百)委員 警察庁、どうですか。  
○高松政府委員 そういふものがあるということ、報告を受けております。  
○林(百)委員 これは何枚くらいまかれておるのですか。

○高松政府委員 枚数ははっきりいたしません。  
○林(百)委員 その次に、次の知事候補になる白石はるきという人のシンボル・マークですが、これがどんどん張られておることを知つていますか、大臣、知つていますか。  
○秋田國務大臣 知りませぬ。  
○林(百)委員 警察庁、知つていますか。  
○高松政府委員 そういふシンボル・マークが使われておることは承知いたしております。

○林(百)委員 そうすると、このシンボル・マークの白石はるきの会といふ、これだけを抜いた同じシンボル・マーク、これを各戸に無料ではがきで配布しておる。これに顔をかき込まして、応募した皆さんに薄謝を差し上げます、一等一名一万円相当の商品券、二等二名五千元、三等三名三千元、佳作五名二千元、昭和四十五年十二月十日、自由民主党愛媛県連、こういうものがお出ているのを知つていますか、大臣。これと白石はるきの会とくつければ、これは買収じゃないですか。明らかにこれは利益誘導ですよ。大臣、知つていますか。

○秋田國務大臣 存じませぬ。  
○林(百)委員 あなたは何も知らないで、取り締まることばかり言つていたつてだめですよ。ここにやはり同じくこういうものを持つておられますけれども、これとこれと結びつけて応募した人には皆さんに薄謝をやる。一等は一万円、二等は二名で五千元、三等は三名三千元、佳作は五名二千元、これとくつければ事前運動と利益誘導になりませぬか。これは警察庁どう思つておられますか。ぎりぎりのところをいつておるから、うまくやつておると思つておる、あなた。

○高松政府委員 そこに募集されておるものは、

そのシンボル・マークの中にいふんな形を、アイデアを考へてひとつ理めてみる、顔をかく、目をかくといふのが、その例にあがつておるようでございます。それで、どういふふうなものでもそこで頭をひねつて書き込んでくれといふのが大体この募集の要領のようでありまして、これ自身公職選挙法の違反になるかどうかという点は、私どもも検討いたしました。したが、シンボル・マーク自身の現行法上の取り扱ひからいまして、一応違反は構成しないといふふうな判断しております。

○林(百)委員 どうして違反を構成しないのですか。ここに来年の一月知事に立候補することが明らかになる名前を書いたシンボル・マークがあつて、これがずつと張つてある。これを見れば白石はるきさんのシンボル・マークだとだれでも考へる。これに顔をかき込んでくれれば薄謝をあげます。これに顔をかき込んでくれれば薄謝をあげます。一等から五等までは一万円から二千元まであげますといふことは、これは利益誘導になりませぬか。あるいは少なくとも利益誘導の嫌疑がある。これは公正な選挙をやるためにはやるべきでないといふ警察庁考へになりませぬか。あなたがこんなことやつてもかまわぬといふなら、それは警察の選挙に対する公正な態度を維持しているとは私どうてい思へませぬ。

○高松政府委員 政党その他の団体の名前ですらシンボル・マークについての懸賞を募集している……  
○林(百)委員 白石はるきと一つには書いてありますよ。これと結びつくと……  
○高松政府委員 それと結びつくと結びつかないかが問題でありまして……  
○林(百)委員 そつくりじゃありませんか。  
○高松政府委員 その点が問題でございます……  
○林(百)委員 結びつければどうなりますか。  
○高松政府委員 たとえば、そこにそういうものをはつきり書いて、さらにそこに何か添加をする、アイデアを募集するといふなら別でございます。単純なるそういうマーク自身を出しまして、その中にどのようなものを入れるか。そこに設例され

ているものは顔の形でございませぬ。そういうものが直ちに結びつくと判断できない。事の妥当かどうかといふことは私も一つの問題だと思つておる。しかし現行法上、シンボル・マークの問題につきましては、従来の取り扱ひからいっても、それは直ちに違法とは断定しがたい、こういうふうにお考へております。

○林(百)委員 それでは、法律的に利益誘導にはならないにしても、来年知事選に出ることがはっきりしておる人の名前が書き込んであるシンボル・マークと全く同じシンボル・マークを刷つてハガキで出して、そして応募した人にはすべて薄謝を呈する。ここに薄謝を呈するとありませぬ。金をやることになると思つておるけれども、そういうことは公正な選挙の上から好ましいとお考へになりませぬか。どうですか警察庁は。警察庁ですよ、あなた、取り締まる側ですよ。よくそこをどう考へておるのか、自分で言つてください。自民党じゃないんだから。

○高松政府委員 それは、全部について薄謝を呈供するといふことじゃなしに、アイデアのいい者何名かについでやる……  
○林(百)委員 あなた、これを見てごらんさし上げますと書いてあるのですよ。あなた知りもしないで答弁してはだめですよ。それを見てごらんさし上げますと書いてあるのですよ。あなた知りもしないで取り締まりできますか。  
○高松政府委員 政党の一つの県連の試みとしてそういうことがなされたといふことであれば、これを直ちに来年の知事選挙のための選挙運動であるといふふうな断定はできないといふふうにお考へます。

○林(百)委員 それでは、あなたさつきはみんなに薄謝を呈するとは書いてないと言つたが、そこにみんなに薄謝を呈すると言つてあつても、あなたの見解は違ひはないと言つておるのですか。  
○高松政府委員 政治活動と選挙運動というものは

を現行法のようにはっきり分けていっているというたてまえからいえば、それをもって直ちにこれが選挙運動のための利益供与というふうなことにほならないと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、あなたがそういう法律的な解釈をなさるとして、もう来年に選挙を控えているときに、公正な選挙を行なうという立場から考えて、そういうことは好ましいことだとお思ひになるのですか、どうですか。

○高松政府委員 シンボル・マークの従来の取り扱いについては、私個人といたしましても好ましいとは考えておりません。したがって、今度の改正案においてシンボル・マークについては一つの規制が加わるといふことは、私は一つの方向が打ち出されたというふう感じておる次第でございます。

○林(百)委員 シンボル・マークのことを言っておるのではないのですよ。シンボル・マークを募集することを理由にして金をみんなにやる。それが考えたってこれは、あなたが法律に触れないと言つたって、合法的な選挙運動にならぬのではないか。シンボル・マークの中に一方では白石はるきと書いてあるのですよ。一方ではそのシンボル・マークのはがきに顔さえかいて返事さえくれれば金を差し上げますと書いてあれば、これはあなたは法律に触れない、私は利益誘導だと思ひますけれども、それは少なくとも公正な選挙をする上からいって、シンボル・マークを取り締まる取り締まらぬではなくて、シンボル・マークへ顔をかき込むことによつて金を差し上げますというはがきを全部出すということは、これは選挙の上からいって公正でない、そういうふうな考えないかどうかと聞いておるのですよ。

○高松政府委員 そう好ましいことにはもちろん考えませんけれども……  
○林(百)委員 じゃそれでいいですよ、もう、あなた一生懸命弁解しているから……。  
それでは、こういうことを知っておりますか。同じ愛媛県の八幡浜署でタオルケット配布事件が

あつて、これをいま捜査中である。これは八幡浜市の松蔭小学校で開かれた白石はるき後援会の結成大会の案内状に、記念品の引きかえを兼ねると書いたはがきを出して、警察に注意され、そうしてそのタオルケットについてはやめるようにというところを警察から注意されたけれども、配布をした形跡もあるというところで捜査中であるというところをあなたは知っていますか。

○高松政府委員 その報告は受けておりません。○林(百)委員 それじゃこれはあとで調べて、私のほうにあなたから知らせてください。

それから同じく松山市内のある小学校では、これは白石派の校長が教員の一人一人に、だれあてにこれこれこういう手紙を書けというふうに割り当てた上に、模範文例まで示してはがきを出させている。これは週刊朝日に出ておる。あなたはこれを讀みましたか、讀みませんか。

○高松政府委員 私は讀んでおりません。○林(百)委員 あなた、選挙に関することは何も知らないのですね。いいです。

それじゃ大臣、とにかくこういうことが行なわれておるわけですよ。いまお見せしましたピラだとかシンボル・マーク、応募すれば薄謝を呈するとか、そういうことが行なわれているから、本来政党が政策を発表するピラを制限するという理由にこのことがなりますか。これは別の範疇のことじゃないですか。こういうことが行なわれるからだから本来選挙で正常に活発に行なわれなければならない政策についてのピラの配布を制限するということは、正しくないことじゃないですか。そう思ひませんか。

○秋田国務大臣 そういうものが行なわれるからいけないからこれを出すとしようふうには、これは結びついていないと思ひます。選挙期間中における政党の選挙運動、これは政治活動中の原則として行なわれるべきものでございます。しかしながら、それが行き過ぎの事象をまのあたりにいたしまして、自由の原則をそこなわぬ範囲において、選挙の秩序を維持するに必要であると思ひ規定を置

くことは、決して自由の制限にはならない、かえつてその実をあげるゆえんである、こういう解釈でございまして、いま例示されましたようなことはもちろん選挙以前にとらざるものと考へております。○林(百)委員 これは警察庁に申しますが、もし調査するならば、愛媛県のいまの教員のこと、他の候補者に対して日教組が支援しているというこのに対抗するために、久松知事が任期の最後の九月の議会の補正予算で、全体の九割の教員の給与を一号俸特別昇給させることにきめて、そして松山市内のある小学校では、校長が教員一人一人に、だれあてにこういうふうにお札のはがきを書くようにというふうな割り当て、そういう模範文例を示した。こういうことですから、これは私は職務の制度を通じて選挙の自由を強制するものだとおもうふうな考へます。ですから、これについては後ほど調査をして、これは週刊朝日に出ておるわけですから、私に回答をもらいたいと思ひます。

いづれにしてもこういう事態が行なわれている。しかもこれが、私のほうの調査によれば、自民党の側から行なわれている。それに対して大臣が、そういうものまで入れて、みそもくそも一掃にして、目に余るとかあるいは行き過ぎだとか、そうおっしゃることは正しくない。政策を候補者が争つてこいうピラが出た。しかしこいう政策のピラは行き過ぎだという。そういう政策のピラは本来選挙でもって当然発行されなければならないもので、あなたが行き過ぎというものがかりにあるとすれば、それを私は大臣に示してもらいたいし、また京都の府民はそういうものをむしろ積極的に出してもらいたいと言つておるし、あなたはそれを取り締まると言つておる。そういう政策のピラで取り締まらなければならぬという理由はどこにあるのですか。ことに京都の府民は、そういうものをむしろ積極的に出してもらつて、そして明朗潤達な選挙にして、買収や汚職が一つもなかったような、こいう選挙が好ましい、そしてまた政策と政策の対決点が明確になつて、ま

た中傷と政策の区別もわかるようになってきた、積極的に政策ピラは選挙の自由を一そう前進させるための一里づかとして受けとめるべきだ、こ言つておるというわけですね。それにもかかわらず政策ピラを大臣が取り締まらなければならぬという理由を大臣がためて大臣からお聞きしたいと思ひます。いままで言つたこいうものですね、政策ピラでないこいうものまで入れて目に余るものがあつたこいうことを大臣は言つておると私は思ふから、いまはつきりと政策のピラとこいうものとは違ふのだ、中傷、デマ、捏造に満ちたこいうものとは全く違ふのだこいう区別を私はいまあなたに示したわけですよ。だから本来のピラでこいうものを取り締まらなければならぬ理由はどこにあるのか、大臣にここであらためて答弁していただきたいと思ひます。

○秋田国務大臣 私は、もちろん選挙においては、政党の自由な活動の中で書かれる文書図画こいうものは政策本位でなければならぬ、それはもう当然であります。しかしながら現実には、こいうもの、こいうもの、こいうもの、こいうもの、こいうものがいろいろ出でくるわけでありまして、こいうものを総じて過度に文書が配布されるとこいうことは決して好ましくない、自由の行き過ぎであつて、秩序の維持の上からも、こいうものに対する改善がなされなければならぬ、こいう解釈をしておるのでございます。

○林(百)委員 その次に、確認団体こいう政策ですね。この確認制度こいう制度を、今度の改正案によりますと、ピラの制限、機関紙の制限が都道府県議員あるいは指定都市の議員にまで拡大する。ここまで広げるとこいうのはこいう理由があるわけですか。これは選挙部長でもいいです。  
○中村(百)政府委員 今回提案しております内容に、林先生から御指摘のございまして、都道府県議員並びに指定市の市会議員選挙につきましても、国会議員の選挙の場合と大体同じような形で確認団体こいう制度をとつて政治活動をし

ていただくような仕組みにいたそうといたしておるわけでございます。その理由は、従来お尋ねもございまして申し上げたところではございますが、二つの側面があつてのことでありまして、

一つの側面は、知事あるいは市長選挙につきまして現在確認団体制度がとられております。そのために、知事選挙あるいは市長選挙が行なわれず、その期間中その地域について知事選挙並びに市長選挙について政治活動をなし得るのは確認団体に限ることになります。同時に、その地域で行なわれず府県議員選挙あるいは市議会議員選挙については、知事選挙、市長選挙の確認団体以外の政治団体は一切政治活動ができないという仕組みでございます。その点は現状に照らして問題ではないかという一つの問題点がございまして、いま一つの問題点といたしましては、現在の社会の動きから、都道府県議員選挙あるいは指定市の市議会議員選挙というふうな大きな団体の議員選挙になりまして、地方議員選挙におきましても選挙の際に政党が大いにお働きになるわけでございます。したがって、その御活動については、やはり国会議員選挙の場合と同じような一定のルールによっておやりいただくのが実情に沿うのではないかと問題がございまして、

この二つの側面から、今回都道府県議員並びに指定市の市議会議員選挙について、新たに確認団体制度を導入しようということにいたしました次第でございます。

○林(三)委員 大臣にお尋ねしますが、御承知のとおり政策に関するピラが、国会議員は三種、それから都道府県議員、指定都市議員には二種という制度があるわけであります。そこでいろいろの問題が考えられるわけですが、こっちは三種類もう出した、あるいは都道府県議員は二種類出した、ところが、相手方のほうが非常に中傷、デマに満ちたようなものを出す、あるいはそういうことを言うといった場合に、防御の方法はどうしたらいいのですか。三種類のピラが出てしまえば、もう常識で防御の方法はなくなつてしま

うということになるわけですが、一例を申し上げますと、これは告訴をした事件で、あなたのほうの幹事長に關することですけれども、念のため申しますと、たとえば、三月三十一日、いわゆる赤軍派と呼ばれる学生らによって引き起こされた日航機乗っ取り事件に、これは告訴状に書いてあることですが、田中幹事長が、あの暴力団は、共産党の中の最過激派である、罪がともない一般人を犠牲にしてまで目的のためには手段を選ばない、こんなことを日本に存在させたいかぬの、と、蟻川知事は悪い人とは思わない、まわりの共産党の人が悪いのだ、福岡空港からきのう、おととい韓国に日航機が飛んだ、あの暴力団については、共産党は、もう共産党の敵なのだ、関係ないと言伝しているが、何の関係もないのなら黙ってればいいではないか、関係ないというが、親類なのだ、あの連中は共産党内の過激派だ。こういう無責任なことを言つて、そして告訴されているわけですが、しかし、今度の法律によつて、三種類のピラを出した、ところがこういう中傷を相手方がしてくるとした場合には、それは言われればなしということになるのですか。大臣どう思います。

○秋田国務大臣 いろいろな例を設けられましてその場合にあって考えますと、やはり簡単に割り切れない問題が確かにあるかと存じます。しこり出して、いまの設けにおきましては、そういうものを自分、種別によりましては、そういうものを不法文書として罰則も受けるわけでございまして、これらの点につきましては、いろいろ問題点はあるかと存じますけれども、法は、そういうものを予想しているわけではなく、全体の規律のうち秩序を維持する手段として、これが適当ではないかという合意に基づき、関係者あるいは経験者等の意見によつてこういう措置をいたしたわけでございまして、問題点は確かにあるかと存じます。

○林(三)委員 問題点があるということだけでは済まないで、こちらのほうとしてはもうすでに三種類のピラを出した、向こうは、相手方が三種類のピラを出したなということ計算に入れてしまつて、そしてこういういわれもない、いま田中幹事長の例を出したのですが、こういうことを言う、あるいはこういうピラを出したという場合に、言われたほうの側は、今度はこれをどういうふうにして反撃したらいいのですか。問題があるということだけで済みますか。もう三回ピラが出てしまつてはいいから、こっちはピラを出さなければいけません、今度の法律でいえよ。

○秋田国務大臣 やはりこれは政策を前提にしておるわけでございまして、先ほど申しましたとおり、法はこういう点を予想してないわけですが、現実にはいま設けのような点があると思つて、おそろく現実的に、これは第三番目の文書を出す場合の考慮が払われてくるのであらうと思つております。

○林(三)委員 ちよつとわからないのですが、何配慮があるかと思つて、

○秋田国務大臣 第三番目を出す場合にいろいろ配慮があるかと思つて、

○林(三)委員 いや、その第三番目のピラが出てしまつたあとでどうするのですか。

○秋田国務大臣 そういふ点については確かに問題があると思つて、設けの面において、

○林(三)委員 今度あなたにもお聞きしますので、ちよつと待つて下さい。

○林(三)委員 今度あなたにもお聞きしますので、ちよつと待つて下さい。

○中村(三)政府委員 林先生の仰せのようないろいろな事態がございまして、本来政策で争われるべき選挙が政策以外の時点でいろいろの問題を起す、かつそれがエスカレートするということになります。そういう意味で関係の各政治家の御意向、あるいはこの公選委の理事にお入りになつておる政党の御意向も承りながら今回立案をしたところでございます。

○中村(三)政府委員 林先生の仰せのようないろいろな事態がございまして、本来政策で争われるべき選挙が政策以外の時点でいろいろの問題を起す、かつそれがエスカレートするということになります。そういう意味で関係の各政治家の御意向、あるいはこの公選委の理事にお入りになつておる政党の御意向も承りながら今回立案をしたところでございます。

ピラの回数制限につきまして、林先生の御指摘のような事態は、あるいは現実の政治にはあるのかもしれないが、しかし、それはやはり立法にあたって、ピラというものがある、政界のピラが中傷であるとかデマをもつたらするということはないことを考えて立法に当たるといふわけにはどうも来ないのではないかと思存します。私どもは、本来のあるべき姿を頭に置きまして、そうして、しかも問題は選挙運動の間だけに限りまして、選挙運動期間の以前、以後、これは年じゅうどんな活動をおやりになるという方でありまして、大体国会議員選挙等であれば、初めと中ごろと終わり近くという三回程度政策をお出しになるというので十分足りるのではないかというふう感じて提案をした次第でございます。

○林(巨)委員 あなたは自分で選挙をやったことがないから、そんなのききなことを言ってますけれども、何もピラというものはないとまん中と終わりに出すとはきまっていますよ。もうこれは戦争ですから、必要に応じて出さなければならぬわけでしょう。先生のおっしゃるようなピラが出るということについては懐疑的だと言いますが、私は現物をここでお見せします。現に京都で起きたこと。「オタマジャクシはカエルの子だ」これは政策じゃないですよ。こっちはもう三回ピラを出した、相手方は場合によっては不法にそういうものを出す、あるいは向こうは最後の一回をねらっていて、その日の午後のちようど十二時ごろを待ってそういうものを出すということは、選挙というものは激しい競争ですから、考えられるわけですよ。そういう防御方法がなくなっちゃうじゃないですか。その場合、正しい立場を表明できるような道が現行法ならできないわけですが、正しい立場が表明できるような現行法をなぜ正しい立場を表明できないように変えてしまうのですか。大臣、このピラを見てください。どうしても私は納得できない。幾らあなた京都で負けたから

と、いつて、そこまで何もかも取り締まるということはないじゃないですか。負けたなら負けたなりに反省して、なぜ負けたか、正しく政策で争っていかばいい。それが選挙でしょ。負けたからといって法律で正しいほうの手まで縛っていく、これこそ、これは私のことばじゃない、朝日でも毎日でも言っているように、党利党略だと言われるのはあたりまえじゃないですか。どうやって防いだらいいのですか。大臣考えてください。

○秋田国務大臣 これは現行法でも防げないと思存します。それは最後の最後にお互いに出し合えて、時間のあるやりますから、現行法でも防げないわけでございます。法はそういう場合を予想してない。やはりこの法は、ある程度選挙をする人、政界の健全な健全な政治意識というものの信頼の上に出ているのでございます。かつ関係者においていろいろ相談、合意の上、大体この程度でいいじゃないかというコンセンサスを求めて、その裏には、やはり正常な行為の条件の上にいるいろいろの構想が組み立てられておるわけで、現行法からも、そういう設題を設けられるならば、これは防ぎようがないと思存します。

○林(巨)委員 とんでもない話ですよ。要するに、いま選挙部長だつて、選挙の初期に一回、中期に一回、それから終盤戦に一回くらい出すだろと、言うでしよう。だれだつて三回だとすれば、三回目を夜中の十二時に出すというところは考えられないわけですよ。中央の政界がちゃんと刷って出すわけですから、ところが現行法なら、そういうものが出れば、すぐ臨機応変にできるわけですよ。ところが、こちらのほうは正々堂々ともう三回出してしまっている、これは党の中央が出すのですから、地域でもって直ちに即応した反撃ができないじゃないですか。現行法ならそれはできるんですよ。それでしよう。あなたの言うように国会議員の選挙については三種類しか出せないということになると、党の本部で権威のある政策ピラを一定の間隔を置いて出すというよりしようがないでしよう。ところが現実に現場では臨機応変に一時間

二時間の余裕で反撃をするという必要が出てくる場合があるわけでしょう。そういう自由がないじゃないですか。現行法ならそれができるわけでしょう。それをどうして奪うのですか。選挙部長だつて言っておるでしよう、終盤戦に一回くらいだつて最後の日の、あした投票日という日の十二時まで三回目をとっておくなんという、そんなばかなことは常識から考えたらつてないですよ、党中央が刷って出すんですから。だから現地現地で臨機応変に、二時間でも三時間でも余裕があれば、相手方のそういうデマに対して反撃する道を求めなければならぬでしよう。そういうことができなくなるんじゃないですか。

○中村(喜)政府委員 林先生のいろいろな仰せでありますけれども、私どもは、実際の選挙を知らない者の言い方というおしかりを先ほど受けてきましたが、本来、政治活動用ピラというものは、デマの中傷であるべきではないというふうにも存じております。政治活動用ピラが、十日や二十日の選挙運動期間中にそんなに何百種類も必要だということ自体、まことにどうも実態として好ましくない姿ではないだろうかというふうにも存じます。もとより、決定的に三回がどんな点から見ても正しいのだという言い方をわれわれの立場ですべきではございませんけれども、大体の選挙の御経験の方々、かつそういう面についていろいろの御苦勞なされた方の御意向も拝聴しながら、回数をきめた次第でございます。

○林(巨)委員 それなら一体三回という基準はどこから出てきたのか。あなたはいろいろな人の意見を聞いたと言いが、だれの意見を聞いたのです。国会議員の選挙で政策に対するピラが三回という三種類でいい。そうすると、北は北海道から南は九州まで同じものがまかれる可能性が非常に強いわけですかね。ところが、選挙というものは、一つの県でも何選挙区もあって、それぞれの選挙区でそれぞれの政策で相手方と対決しなければならぬというときに、全国一律に三種類のピラしか出せないということになれば、各選挙区ごとの

政策の対決というものを選挙民に知らせる道が失われるじゃないですか。三回でいいという、関係者の御意見を承りましたけれども、私も大体それでいいと思存しましたという。だからそれを聞いたのです。

○中村(喜)政府委員 御指摘のございますように、回数決定的なきめ手という面につきましては、必ずしも確定的なスタンダードがあるわけではないと存じます。ただ、国の選挙の場合は、国政全般については御議論になることであり、地方選挙については、それぞれの地域問題が浮き彫りになって御議論になることでありますので、国の選挙については、確認団体が全国で一つつくられるわけでありまして、その確認団体が三種類程度、あるいは地方選挙につきましては性格を考へまして二種類程度ということに、この点について御検討いただいた関係者の中でいろいろの議論があり、もとより行ったり来たりいたしました結果、かなり時間をかけて問題点を出し尽くしたその結果を拝聴いたしまして、大体この程度であろうということとで考えた次第であります。

○林(巨)委員 だからその関係者というのはだれの意見か。私があるに、選挙の経験がないからあなたの言うことはどうもわれわれにびつたりこないというのは、国会議員は国政を論じますよ。国政を論じますけれども、現行の選挙法による選挙区があつて、その選挙区から選出されなければならぬわけですよ。そうすると、その選挙区でその国会議員の候補者をどう評価するかということが決定的に重要なんですよ。やはり国会議員ではあるけれども、もちろん国政全般についても政策は出しますけれども、その選挙区における政策というものが決定的に重要になり、相手方の候補者との間のその選挙区内の問題についての政策の論争点というものは、非常に重要になるわけですよ。だから、ここに各国会議員がおいでになるけれども、この人たちは一日だって自分の選挙区のことを忘れたことはないですよ。あなたは役人だからそういう気持ちはわからないかもしれませ





午後五時二十七分開議

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百)委員 選挙部長にお尋ねしますが、このたびのような政策ピラを制限するというのは、国際的にどういう立法がありますか。

○中村(憲)政府委員 選挙活動あるいは政治活動に關する文書の頒布につきまして、若干の制限規定を置いております立法例はないわけではございませんけれども、今回提案しておる全く同種の立法例というのは、手元の資料には見当たりません。

○林(百)委員 若干のというのは、何種類しかピラを配布してはならない、そういう制限をした法律が国際的にありますか。

○中村(憲)政府委員 選挙運動用ポスターの掲示を限定するとか、そういう立法例はございませぬが、ピラの種類の制限をやっておる立法例というのは、手持ちの私の資料ではございません。

○林(百)委員 大臣、私のほうも国際諸立法を調査してみたのですけれども、今度みたいに政策を発表するピラを何種類しか出してはならないという制限をしている立法というのは、国際的にないように思います。それだけこれは私に言わせれば非常に反動的な立法になるのじゃないか、こういうふうに思うわけなんですけれども、これはいづれまた改める意思はあるのですか。ずっとこういうものを続けていくお考えなんでしょうか。とりあえずこういうことですか。

○秋田国務大臣 選挙の際の文書活動といたしまして、ピラなりポスターなり、雑誌なりまた機関紙等もありませんので、これらが総合的に活用されることによりまして、私は選挙活動、政党的運動といたしまして十分所期の目的を達し得るものであると考えております。しかし、この種の規定で

ございませぬから、やはり運用、実施をいたしまして、どうしてもいかにないことになりますれば、おそらくこれは改められると思いますが、全然これは改正すべからざるものを持つておるとも考えられません。こういうものの性格といたしまして、経験によりまして改善はされるものと思

○林(百)委員 よく政府側は目に余るピラの配布というようにおっしゃるを申し上げます。物量的にも多くなる、非常に多い、それからまたその背後には金がかかるということになる、したがって政党本位の金のかからない選挙ということを考えているというようにおっしゃるが、そこで私お尋ねするのであれば、一番金のかからない方法としては、全国一律の比例代表制でやる、これが一番民主的

で一番合理的な選挙法だと思えます。しかし、よく金のかからない政党本位の選挙ということでは、全国一律の比例代表制でなくて、逆に小選挙区制へ移行することを歴代の自民党政府がいろいろ考えて、選挙制度審議会に諮問などなさっておるわけなんですけれども、これについては自治大臣、どういうようにお考えになりますか。

○秋田国務大臣 私は、ただいまのところ、既成観念をもってこれの成立を期するというような気持ちはございません。

○林(百)委員 そうすると、小選挙区制について秋田自治大臣としては、これを実施するとかあるいは小選挙区制を選挙制度審議会に諮問するとかいう意思はお持ちになっておられない、こう聞いていいですか。

○秋田国務大臣 しばしば申し上げておりますとおり、民主的な公正な、そして金のかからない選挙制度はどうしたらいいか、現状をもってはこれはどうしても改正を要すると考えておりますので、この点第七次選挙制度審議会にお尋ねをしてみたいと考えております。その過程において審議会である問題が出ることは予想されま

けれども、私といたしましては、そういう点においていろいろ問題が出ることを拒みはいたしませんけれども、これをやるという一つのきまつた考えを持ってそれを押しつけていこうというふうな気持ちは、いまのところ毛頭ございません。

○林(百)委員 そうすると、大臣としては、大臣のほうから小選挙区制について選挙制度審議会に答申を求めるといふようなことを考へてはいまはない、こういうように聞いていいのですか。

その次に、これも各委員から聞かれたことですが、けれども、はっきりしておきたいと思うのです。定数は正の問題ですね。これは第五次選挙制度審議会でもその方向が出ておりますし、それから私

のほうで、一例として調べてみますと、たとえば参議院の地方区の定員で東京の人口を割ってみますと二百万、神奈川が百七十九万、大阪が百七

万、鳥取が三十九万、栃木が五十一万というように非常にアンバランスになっておるわけです。このアンバランスは国勢調査によってもそう大きな変化は見られないと思えますけれども、選挙を民主的に行なうということを実際に大臣がお考えになるなら、少なくともこの参議院の地方区の候補者数は是正、あるいは衆議院もあると思えますけれども、これについてはどういふようにお考えになっておるのですか。

○秋田国務大臣 御承知のとおり、第六次選挙制度審議会での点については御答申をいただいております。この答申の趣旨を尊重して、来たるべき通常国会に改正案を出したいと考へておるわけでございます。第六次の審議会の御答申は四十五年十月一日施行の国調による概数中間報告が出たところによりまして、順序が当時と逆転しておるところがございます。それは数県にわたってあります。したがって、最初大体予想されました岡山と熊本だけにとどまらず、鹿児島、宮城の間にも逆転現象があるということになりますと、岐阜その他についても考慮をわすれずすべきではないかという御意見も出てまいります。そうなりま

すと、プラス・マイナスをただ機械的にやればいいのではないかと議論もございませぬが、これがたして選挙制度審議会の御答申の趣旨にかなうかどうかということにつきましては、慎重の考慮を要すると思えます。すなわち同じプラス・マイナス・ゼロになるにいたしても、三県のところが四県ないし数県になり、かつその人数が十人をこえてくるというような場合は、十分慎重な考慮を要する問題であろうと思えます。この点に關しましてたいへん当惑をいたし、那辺に答申の趣旨をそんたくすべきやという点についていろいろ検討しておるところでございます。

○林(百)委員 選挙部長にお尋ねしますが、来通常国会にはあるいは具体的な法案として出すやもしれないというふうな大臣の御答弁ですけれども、もう少し具体的に技術的に選挙部長から説明願いたいと思えます。参議院の地方区についてですね。

○中村(憲)政府委員 参議院の地方区はいわゆるアンバランスは正につきましては、先ほどの第六次選挙制度審議会から示されました答申に基づきまして一応の案をつくりまして、来たる通常国会に備えて事務的な準備を進めてきたところでございます。しかるところ、ただいま大臣からお話のありましたとおり、四十五年十月一日の国勢調査の動きが出てまいりまして、この国勢調査の推移によりまして、審議会におきます第六次の答申のままでは案を出しても、いわゆるアンバランスの是正としては十分でないし、その意味ではかえって矛盾を生ずるという面が出てまいりました。そこで私どもとしては、第六次審議会に示された考へ方を新しい国勢調査人口を基礎にしてどう生かすべきかという点について、現在技術的に検討をしておるところでございます。

○林(百)委員 そうすると、来通常国会に出すことは出すけれども、その国勢調査の結果もこれあり、合理的な是正はどのようにするかということ

をいま技術的に検討している、いづれにしても、

アンバランスを是正する方針で進む、それは来通常国会に法案として提案したい意向である、こう聞いておいていいのですか。

○中村(官) 政府委員 私どもは、事務的にはそのような姿勢で対処をいたしたいというふうに存じておるところでございます。

○林(官) 委員 もう時間がありませんので、今度は非常に事務的な質問に移ります。

これももう各委員から聞かれたのですが、大臣、この法案が、民主的な選挙はいかにあるべきかということが討論の中心になってなされていくわけでありませうけれども、これはたしか第五次選挙制度審議会の中にもあるわけでありませうが、例の政治資金規正法の問題ですね。これは大臣もだいたいお答えにもなっているし、同僚委員からも質問もあるのですけれども、これは絶対に出さないとですか、それとも出さずかまえて検討しているのですか。財界から何千万というような献金を、一方では、規制するほうは何ら努力をなさらず、廃案になったとか何とかいうような答弁をなさっていますけれども、しかし今度通常国会へ出されて政府の誠意を示せば、それが廃案になるとは必ずしも限らないわけですね。一方で、選挙制度審議会から答申があつて急げというようないわゆるおぼろげに、そのほうについてはもう全くとはいわれないで、総理も、第五次選挙制度審議会の答申については小骨一本抜くようなことはいらない、それをそのまま立法するのだということをして本会議でたんか切つたことは、秋田自治大臣も記憶にあるところだと思ひますけれども、これについては大臣、どういふようにお考えになつておられるのですか。

○秋田国務大臣 しばしば申し上げておりますが、過去三回提案を申し上げまして、そのつど廃案になつておる。そこで、やはりこれは、どうしてこう廃案になるかという基本にさかのぼりまして検討を要すると思ひました。やはり金のかからない選挙、その他民主的な、合理的な選挙の仕組みというものが基本的にあることが必要だ。また

選挙ばかりでなく、常時の政治活動をも考慮しなければならぬと思ひますが、これもやはり、政党である以上、選挙活動に常時つながつておるわけでございます。したがつて、その選挙の制度、仕組みについて基本的な考慮をこの際要すると思ひましたので、ただいまのような御提案を申し上げ御審議を願つておる法案につきましても、やはり金のかからないという点にも十分考慮の重点があるものでございまして、こういうものも考慮と相まらちまして、この考慮の中に、政治資金規正法の提案をして通り得る基礎を築き上げていくというふうな気持ちでこれらの法案を御提案するとともに、政治資金規正法の案につきましても考慮をいたしておるところでございます。したがつて、いま直ちに、次の通常国会に提案できるかということ

は明言いたしかねます。非常に時間がかかつておる重要な問題でございまして、基礎を十分固める意味におきまして、いましばらく時間をおかし願ひたいと思つておる次第でございます。

○林(官) 委員 冷静に聞いておりますと、大臣の答弁、非常に論理的に矛盾があると思つております。金のかからない選挙にするために政策のピラを制限する。しかし金のかからない選挙を実現するために許されるような、そういう方向をとめること

が、一番金がかからないことにならぬことではないですか。(「そんなことないよ」と呼ぶ者あり) そんなことないと言つたつて、政策を発表するピラのほうに制限してしまつて、政治資金は幾らでも自由に入るといふことになれば、政策で対決できないといふことになれば、残るのは、「(「政策以外」と呼ぶ者あり)それは政策以外のところに金を使うことにならぬんじゃないですか。結局今度の法案は、金のかからないのは政策発表のピラにはかからないけれども、買収のほうへ金を回すためにこういう法案を出すのだ、そういうことにならぬんじゃないですか。そうでないなら、財界から金

の入る道を閉ざすような政治資金規正法をきつと通す、そのことのほうが重要じゃないですか。そうでなければ、三回しかピラが出せない、そしてお互いに各選挙区で政策的な対決のピラを出すことができないということになれば、もう情実か金か、そういうものしか選挙運動がなくなつてしまふじゃないですか。三種類のピラが出た、ピラはもうこれで終わりだということになつてしまふ。だからかえつて金がかつて、金で対決する選挙になるんじゃないですか。(「使わなければいいんだよ」と呼ぶ者あり)使わなければいいと

いつたつて、使うのだからしょうがない。それで、先ほどの愛媛のあの例のように、たとえばシンボル・マークで応募した方には一万円金をやるとか、お礼を上げますとか、こうやってい

るんじゃないですか。現に皆さんのほうではそうなりませんか。政治資金規正法を出してその根拠をどうしてしまへば、そのピラにかかる金なんてたいしたことはありませんよ。また、それにかかる金なら本来選挙の正しいあり方なんですから……。政策の対決点を明らかにする、これは参議院の公職選挙特別委員会が京都へ行つて調べたら、京都の府民の人たちが言つておることなんです。選挙の政策のピラをたくさん出していただいたおかげで対決点がはっきりした、それから中傷と政策というものの違いもはっきりしたと言つておる。それから、こつちへ金のかかることは、これは本来選挙民自身も望んでおることであるし、そうしてそんなに金がかかるはずがない。こつちのほうをどめてしまへば、行く道というものは、もう買収か汚職かそつちしかないことにならぬじゃないですか。(「公害と同じだよ、発生源と同じだよ」と呼ぶ者あり)その発生源をとめてしまわなければだめじゃないですか。

○秋田国務大臣 これは鶏と卵の論理と同じように、いろいろ見方によつてどつちにでも考えがつかうと思ひます。発生源と申しますけれども、私はピラだけが発生源と考へておりませぬ。一例として申し上げたのでございまして、やはり発生源は

別にもあらうと思ひます。それでありますから、どちらが原因であり結果であるか、いろいろむずかしい議論ではございませうけれども、過去三回やつてみて、どうも金のほうのしほりということ

がなかなかうまくいかないものから、やはり別の発生源をさほる必要があるのではないだろうかといふふうなことを総合的に考へる必要がある、こういうふうなことを考へておるわけでございます。

○林(官) 委員 うまくいかないというのは、さっきも同僚委員からありましたけれども、自民党のほうに政治資金をきつと定めることがうまくやれないだけであつて、他の党はみなそのことを望んでおるんじゃないですか。そうして政府の出す法案よりもっと積極的な修正案を出しているじゃないですか。違つてほうに金のかかる発生源があるといふんですけれども、そうするとそのことを言

うのですか。発生源とは、財界から金が政治資金にどんでん入つてくる。そのほかに、あなたの言う金の人つてくる発生源といふのは何があるといふのですか。

○秋田国務大臣 したがつて、こういうものを全部考へて、政党本位の、そして政党活動による政策本位の単位制に移行すべきではなからうかといふ点を考へまして、こういう点の御審議も第七次選挙制度審議会にお願ひする、こういうことを考へたしておるわけでありまして、こういうことにすることによりまして金がかからないようになる、問題の財界からも献金を願わなくても済むようになる、こういう点を十分考へてまいりたいといふような点を考へておるわけでございます。

○林(官) 委員 政党本位の選挙をやるといふことなら、それはわれわれも賛成です。それならば、政党のピラ、政策を発表するピラを自由に発行できるような、それも保障されなければ政党の単位の選挙にならないのじゃないですか。政党が政策を発表するピラを制限されてしまつて、そして本来の政党の選挙といふのはどういふ方法があ

るのですか。

○林(官) 委員 政党本位の選挙をやるといふことなら、それはわれわれも賛成です。それならば、政党のピラ、政策を発表するピラを自由に発行できるような、それも保障されなければ政党の単位の選挙にならないのじゃないですか。政党が政策を発表するピラを制限されてしまつて、そして本来の政党の選挙といふのはどういふ方法があ

るのですか。

るといふのですか、教えて下さい。私は、あな  
たの言うように政党が本来の選挙活動をやるとい  
うのならば、やはりそれは政策に関する点を明確  
に選挙民に訴える、そのためにピラも自由に出す  
ことができる、そのことは第五次選挙制度審議会  
もいっているし、京都の府民もまたそのことを望  
んでいるし、国際的にいってもこのような法案は  
ないといっているのですから。これはやはりこの  
法案を、逆にむしろそういう政党本位の選挙をや  
るといふならば、政党の政策を明らかにする道  
より一そう自由にしてやるという道が、本来の道  
ではないですか。たとえば秋田さんの、あなたに  
幾度か言いますが、あなたの選挙区のこと  
を考え、お互いわれわれの選挙区のことを考え  
たって、われわれがやはりその選挙区における政  
策で相手方の候補と対決するのは、いまの中選挙  
区制のほんとうの選挙の手段としてはこれしかな  
いじゃないですか。全国、九州から北海道まで  
一律同じようなピラを三回出したって、当該選挙  
区のほんとうの選挙戦にならないじゃないです  
か。その点もう一度あなたにお考え願いたいと思  
います。どうですか。私、非常にくだいと思  
うけれども、実際のこの点は重要な点です。もう地  
域のピラが全然出せなくなってしまうわけでは  
う。しかし、われわれいまの選挙制度でいえば、  
それは共産党のいうように全国一律比例代表制な  
ら別にして、中選挙区制でいくとするならば、そ  
の中選挙区における政策がどうかということの判  
断を選挙民に仰いで、そして選挙民の判断を求め  
なければならぬ。その地域ピラが出せなくなる  
じゃないですか。これはもう重大な問題ですよ。  
もういまの選挙制度の根幹を奪ってしまうこと  
になります。あなた自身、まああなたは大臣だか  
ら、おれは次には何もやらなくてもいいですよ。  
当選するから、林君みたいにおれはそう心配しな  
いよと、そうお考えになられているなら、そう正直  
におっしゃるならばまた別として、ほんとうにわ  
れわれが選挙区で選挙をやるといふことを考える  
ならば、自分の選挙区においてどういふ政策を持

つかといふことを自由に十分に選挙民に発表する  
道が開かれていないといふことは、これはたいへ  
んなことになると思う。われわれの政治生命にか  
かる問題だと思ふのです。だから、私はあなた  
に幾度か同じようなことを聞くようです。けれど  
も、この点をひとつはつきり答弁していただきた  
いと思ひます。

○秋田国務大臣 私に政党本位の選挙制度とい  
うことを申しておるときには、そのピラ等の選挙運  
動の方法のみならず、選挙の仕組み全体を通じま  
して政党本位にするによりまして、金のかか  
らない公正な選挙に移行できるようにいたした  
い、こう申しておるのであります。しこうして、  
その中におきましては、文書活動等の自由の原則  
に立つべしといふ点におきましては、抽象的な論  
理では全く同じでございます。ただ実際の態様  
をいたしまして、過去の経験によりまして、自由  
の原則をそがなない範囲内において皆さんの大方の  
コンセンサスによること、ある程度の改善を  
加えることが必要でないか。そこで現実には三種類  
に限定されることの可否がここに問題に供された  
わけでございます。そこでピラだけの三種類を考  
えますと、はなはだ機会が少なくなってしまう  
すが、私考えますのには、やはり公報もございま  
すし、いろいろその他の演説の機会、テレビの機会  
あるいは党広報の発行等々がございまして、選  
挙期間中にこれらの総合的な活用、運用によりま  
して、自分の党並びに自分の政策、意思というも  
のは十分発表の機会に恵まれるのではなからう  
か、こう考える次第でございます。

○林(三)委員 それでは、あなたの言うように、  
テレビもあるいは公報もある、だから三回でいい  
という根拠は、一体どこから出たのですか。どう  
して三回でなければいけないのですか、そこを  
言ってください。

○秋田国務大臣 先ほど選挙部長からお話し申し  
上げたとおり、これはもう何人も首肯せしめると  
ころの共通の尺度をもってこれが合理性を証明す  
るといふような性格のものではなくて、大体の関

係者の、また経験者の大方の考えに基づきま  
して、そこに最大公約数を求めた数字でございま  
す。

○林(三)委員 結局大臣の答弁を聞きますと、三  
回というのは思ひつきた、だれも納得させる理由  
はないのだ、最大公約数だといふのです。それ  
では、どういふものかどういふものの最大公約数  
が三になったのですか。あと私もう一度聞くだけ  
ですが、私は根拠はないと思ふんですよ。そんな  
公職選挙特別委員会のわれわれ委員を納得させ  
ることもできないような、そういう思ひつきの数字  
だけで、この法案を私たちが賛成するなんてどう  
いふできないかと思ふのです。もしあなたの言う  
だれも納得させるといふことにはできないのだ、  
だから最大公約数だといふ、それじゃ最大公約数  
というのと何と何の最大公約数なんですか。三とい  
う数字になって出たのですから……。

○秋田国務大臣 これは数学的な観念ではござい  
ませんので、やはり大勢を察して、大体の方々が  
これくらいでよろうかというふうな大体の意向が  
推察されたので、そこを求めたのでございませ  
ん。数学的にどういふふうにしてこの三という最  
大公約数が出たかという、これは私もそういう  
御要求には応じかねます。大体を察してやった。  
御了承をお願いします。

○林(三)委員 幾度聞いても納得できないので、  
めい答といふのは、しんにゆうのついた迷答だと  
思ひます。

そこで、そうすると結局三回という制限がくる  
ために、これを届け出なければならぬ。届け出  
た場合に、それが三回か、あるいはどこかこうだ  
から四回だとか、これはそういう事前検閲の権限  
を持つこととなるようになる危険はありません  
か。三回か四回かの区別を——これは当該選挙管  
理委員会へ届けるわけなんです。憲法で保障  
されているそういう政策発表の自由というものに  
対して、これは事前に検閲をする、届け出て許可  
をもらわなければならぬのですから、そういう  
ことになりはしませんか。

○秋田国務大臣 それはならないと思ひます。内  
容自体に対するものではなくて、これとこれが  
三種類という種別だけを認めるわけではございま  
して、御心配のようなことにはならないと思ひま  
す。

○林(三)委員 これで終わりますが、三種類と  
いったってそれは何回でも出せるわけなんです  
か。この法律でいけば量は切りがないわけですか  
ら、そこで、どうもおまえのところの出してある  
ものを、いま出しているのはこれは三回目と違  
うじゃないか、あるいは今度出そうというのはどう  
だ、届けろといふことになるんでしよう。それは  
検閲になりませんか。明らかに検閲になるのじゃ  
ないですか。同一か違うか、どこが違ふのか、こ  
れは同一じゃないかといふことを検閲す  
ることになるのじゃないですか。

○秋田国務大臣 それは内容をせんとくしてどう  
こうというわけじゃない。ただこれとこれが同  
じものであるか違ふものであるかという判定だけ  
でございませぬから、御心配のような検閲ではな  
いと思ひます。

○林(三)委員 そうすると同一かどうかとい  
うことは、一字一句違ふない、もうすべてが同じ  
だ、記号まで同じだということになるのか、ある  
いはそこに同一性を認定されるような公約数があ  
れば同一と認めるのですか。どうしたって私はそ  
こで、一応われわれの出す政策のピラに対する事  
前検閲的な——それは事前検閲という制度そのも  
ののだとは言わなくても、事前検閲的な機能が働  
いてくるといふ可能性が十分私は憂慮されると思  
ひます。どうですか。

○秋田国務大臣 書いてある文章が同じであれば  
いいのでありまして、決してそれ以外の内容及  
ぶものじゃございませぬから、御心配のほどはな  
いと思ひます。

○林(三)委員 それじゃ時間が参りましたので、  
私はこれで質問を終わらしていただきますが、い  
ずれにしても、選挙を真に民主化するための政治  
資金規正法はいつ出すかわからない、あるいは出

才腹はほとんど見られない。それから、とりあえずやらなければならぬ参議院の地方区の議員のアンバランスを是正するというものはつきりした回答はとれない。それからさらには、三回、二回という基準はどこから出たかという事は、何ら納得させるような説明はない。さらに、世界の立法例を見ても、このような立法例はどこにもない。こういう全くないづくしです。これは、民主主義の根幹である選挙の自由、これを侵すこととはなほだしい法案であると思うのであります。だから私は、最後に秋田自治大臣に、もう一度よくお考えなされて、このような提案はおやめになって、現行法について、さらに現行法を一そ政策を明らかにするとう点でもっと自由に発展をさせる方向へ、これは第五次選挙制度審議会の答申にもそう書いてありますし、また京都の府民もそのことを望んでいるわけですから、そういう方向で秋田自治大臣がもう一度よく反省されることを求めて、遺憾ながら時間がまいりましたので、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○吉田委員長 これにて本案に対する質問は終了いたしました。

○吉田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になっております法案に對しまして賛成の討論をしようとするものでございます。

京都府知事選挙が先例をなしたと思いますが、その後の幾つかの地方選挙のあり方につきましても多くの批判を呼んでまいりました。たとえばシンボル・マークを各家々に張りつける、これは投票の秘密を冒瀆するものではないかという抗議が婦人団体から寄せられました。また候補者を擁立する政治団体のみが許される選挙期間中の政治活動、その方法としてのビラ、パンフレット、リーフレット、これらは元来その政治団体の政策

宣伝に向けられるべきものでありますけれども、これが相手方候補の中傷のために乱発される、あるいはそれが紙くずの山をなしているというようなことで、ひんしゆくを買ひ出す面も出てまいったわけでございます。これらの批判にこたえて、各党理事の間でいろいろ話し合いを続けてまいりまして政府が立案し、この国会に提出してまいりましたのがこの法案でございます。このことが私たちがこの法案に賛成する基本的な理由でございます。

話し合いの過程におきましては、私たちの提案を他の方の提案に譲ったものもございました。またテレビスポットの公営を行なうべきであるとか、使用自動車の制限を緩和すべきであるとかの意見もございました。これらの問題につきましては、引き続き各党間の話し合いを続けていきたいという希望を持っておるものでございます。そしてできる限り円満な話し合いを通じて、よりよい選挙の道を確立していきたいのでございます。なおまた、その話し合いの過程で、確認団体の機関紙は選挙期間中であっても通常の方法による配布が認められておりますけれども、その方法が何であるかということについて明確な結論も生まれませんでした。

しかしこれらの点については、各種の判例を検討して、その中から正しい道を見出していくことなどは政府の努力すべき点であろうかと思えます。そのような努力を払ってまいりたいと考えるわけでございます。このような希望も加えまして私の討論を終わります。(拍手)

○吉田委員長 阿部昭吾君。

○阿部委員 ただいま議題となっておりまして選挙法の一部改正案に對し、日本社会党を代表し、反対の意思を表明するものであります。選挙の公正を期すということは言うまでもないことであります。政策文書とは異なる非難、中傷等の文書が大量に配布された頒布をされるというやうなことは、規制されるべきことは当然だと思

のであります。しかし政党的政治活動の自由を押しやるという事は、民主主義の方向に逆行するものだと思っております。特に私どもは、昨年の国会において政党的政治活動の自由、選挙活動の自由化のための改正を行なつたばかりでありまして、それを朝令暮改もいいたころでありまして、十分の見きわめもなされておらないと思われれる現段階において、再びもとに戻そうということは大きな問題だと考へるのであります。私どもは、選挙の公正を期すという立場から第一になされねばならぬのは、政治資金規正法の改正が一番の急務だと考へるのであります。政府は、政治資金規正法改正について骨を抜いたということだけではなしに、廃案にいたしておるわけでありまして、そのままであります。私どもは、公職選挙法の対する改正は、この政治資金の問題にこそ国民が多くの関心を寄せておると思つております。

こういう観点から、私どもは、今回の政府提案の改正案に對して反対の立場を明らかにして、討論を終わりたいと思つております。(拍手)

○吉田委員長 二見伸明君。

○二見委員 私は、公明党を代表して、公選法改正案に對し、反対の意を表明いたします。自由でなければならぬことは言うまでもないこととあります。しかも政党的活動の主たる目的の一つが選挙においては一人でも多くの当選者を得ることにある以上、選挙期間中にはなお一そう強調してしかるべきことであります。

現行法は、第五次選挙制度審議会の答申に基づき、政党的政治活動の自由をいままでもよりかなり保障していたものであり、世論も大いに歓迎していたのであります。さらに政党本位の選挙への大きなステップとして高く評価もされたのであります。しかしながら、今回の改正案は、これを後退させ、自由化からの逆行を意図したものであります。

党には知らせるべき義務があります。有権者の意識調査もせず、選挙民から知る権利を奪い、政党的には選挙民に訴えるすべを制限し、これではたして健全な民主政治が確立できるということが言えるのであります。ビラの制限、シンボル・マークの制限などは全く不要時代錯誤のものといわざるを得ないのであります。

また、改正案の二百一条の八は、都道府県議会及び指定都市の市議会議員の選挙については、原則として政党的政治活動の自由を奪つてゐるのであります。政府は、今回の改正に際して、しばしば選挙の公正を口になさいました。しかし、もし本気で選挙の公正をはかるとするならば、まず定数の是正、政治資金の規制という根本問題に手をつけるべきではなかつたかと思つております。これについても政府の答弁が消極的、否定的であつたことはまことに遺憾であります。私は、以上の点について政府に深刻なる反省を求め、反対の討論を終わります。(拍手)

○吉田委員長 門司亮君。

○門司委員 私は、民社党を代表いたしまして、本法案に賛成の意見を申し述べさせていただきます。

もとより選挙は公正でなければなりません。同時に自由でなければなりません。これは選挙の原則であります。同時に、政党本位の今日の政治のあり方、いわゆる政党的政治のあり方から考へてまいりますと、したがって政策の浸透もこれまで政治の中における非常に大きな要素であります。これが選挙にいかんにか反映され、いかに取り入れられるかということがいままでも議論になり、この前の国会の修正にもなつたかと私は思つております。問題は、議論でなく、理屈でなく、私どもがいま申し上げましたような三つの要素を、いかに選挙の際に公正にミックスしていくかというところに私は問題の所在があるかと思つております。

そう考へてまいりますと、一つは、そうした問題をかまえて選挙運動を進めてまいります場合

に、おののの政党が十分な自制と、法の精神を体得して、選挙の公正並びに選挙の秩序等を乱さないという形の上において行なわれておつたならば、私は京都のような選挙はなかつたと考えておる。

われわれは、少なくとも政党政治の中にあつて今日の選挙法を論議いたします場合に、みずからの姿勢、みずからの選挙に対する一切の行動というものについては十分注意する必要があるかと存じます。したがって、私は、現行法にある政策の浸透が自由であるという点に異論はないのであります。ただ、これが自制と自粛が行なわれな

い、行き過ぎになつて、政策でなくして、ある意味においては中傷であり、ざんぶであるというふうなものまで出てくるということになつてまいります。選挙自体を私は冒瀆する、ということばを使えばいさか行き過ぎかもしれませんが、そういう危険性がある。このことは、やがて国民全体が政党に対する不信感を抱く一つの大きな原因にはなりはしないか。

これらの問題を考へてまいりますと、選挙法の改正等にあたりましては、そうした三つの要素がほんとうに公正に、国民の納得のいくと申しますか、理解し得る範囲でなければならぬと私は考へております。したがって、はなはだ遺憾ではあるが、選挙法の改正に対するいろいろな行き過ぎというかあるいは混乱というか、それらの問題はやはりある限度においてこれをチェックすることが、一つの選挙の公正に資する、あるいは選挙自体を明朗にする起源ではないかということが考へられてまいります。

ただ、この際、私は特に政府に対して要求しておかなければなりませんことは、選挙法の改正というものが、そのつどそのつど、必要があるかないかわからないような限界においてしばしば行なわれるということがある。わが国の選挙は、御承知のように、戦後、衆議院の選挙は十回、参議院の選挙は八回、今回で第九回であります。そうすると、大きい選挙は十九回行なわれていると考へな

ければなりません。その間に地方選挙はたくさんございまして、この十九回の選挙を行なつておられますわが国の戦後の選挙の中で、選挙法の改正が五十五回といわれておる。一体このばかばかしい数字はどこから出てきたかということである。私は、これらの問題は、政府が選挙に対する自信のなさを明らかに暴露したものであるといわなければなりません。これらの点については、政府自身にひとつ十分の考へてもらいたい。

政治資金規正法はいままで論議されました。私も昨日論議をいたしました。政府の責任においてやはり十分にこれを完成させることのために努力される必要がございます。

私は以上を申し上げまして、皆さんが少なくとも、先ほど申し上げましたように、選挙の公正も、秩序の紊乱と云ふことばを使うとおこられるかもしれませんが、やや乱れた形において選挙が行なわれたと云ふことについては、これがある程度やはりチェックすることが現段階における一つの要素であつて、そうした意味において賛成の意を表するものでございませう。(拍手)

○吉田委員長 林百郎君。

○林(自)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、反対の意思を表明するわけでございます。

先ほど、自民党の奥野委員からの発言がありました。京都で行なつた選挙の引例がございまして、事は選挙であり非常に重要でありますから、私も意を尽くさしていただきと思ひます。先ほどの奥野委員の発言の中で、婦人の中からもシンボル・マークなどは制限すべきであるという意味の意見が出た、こういうような御発言がありました。しかし、参議院の公職選挙の特別委員会が京都に向きまして、直接府民と会つて調査した結果によりますと、そのときの婦人代表である上京区の連合婦人会の会長はこう言つておられるわけですね。「選挙公害であつたといわれるが、ピラは読みたくなければ捨てればよい。今まで無關心

であつた人も政治、地方自治を身近かに感じ、政治意識を向上させ、学習討論に利用するなど効果があつた。政策の争点も明らかとなり、自覚ある真実の投票ができた。これは正しい選挙の第一歩ではないか。シンボル・マークも自覚的に着けたのであつて、そのことによつて自覚を高め、意識の向上に役立つた。」こう言つておられて、奥野委員の言つておられることは全く反対のことを、これは権威ある参議院の公職選挙特別委員会が特別共部へ行つて調査した報告であります。さらにその報告を見ますと、「選挙側の選挙管理のうえからの規制意見とは対照的に、地元代表側は、自由にして明らかな選挙へ移行するための一つの過程として、選挙公害も否定することなく、その可能性を前向きに受取つておられるように思われたのである。」要するに選挙側の規制の意見とは対照的に、地元側ではこれを積極的にさらに発展させるべきだ、こういう方向をそういうように受けとめたという報告がちゃんと出ております。また同じ報告の中で「また、今回の選挙においては、その性格が開放的で、買収、供応などは一件もなく、有権者の自覚を高め、政治意識を向上させた点も事実でありまして、この点は、地元代表側が一律に認め」る、こう言つておられるわけでございます。

したがつて、奥野委員の発言が意味があるとすれば、自分の思うようにいかなかつた、結局京都の選挙が負けてしまつたから、これでは政策と政策の自由な戦いを許しておくらば、これは統一候補という候補者の側に勝つ見込みがないから、その手をしる必要があるのだ、だからこの法案を出すのだという意味以外にはとれないと思つておられます。周知のように、本改正案提案の理由は、京都の府知事選挙においてピラ宣伝など目にする行き過ぎがあつたので、それを規制するということでありまして、またそのことによつて金がかかり過ぎることを防ぐため、こういうことを理由としておるのであります。

そこで、第一の、目に余る行き過ぎという問題でありまして、民主主義制度のもとでの選挙活動

の基本は、政策と政策の争い、これが基本であります。これ以外に選挙の基本的な活動というものはあり得ないのであります。それによつて国民の審判を受けることであります。したがつて、それぞれの政党あるいは候補者は、みずからの政策を国民の問題意識あるいは関心に即して具体化し、広く深く訴へていく義務があるし、また国民の側からはそれを知る権利があるし、そしてその知る権利に基づいてみずからの判断の材料とする権利を持つておられるわけでありまして、これを奪ふことは、国民の固有の権利を奪ふことになつておるのであります。本法案はそのようなことを行なつておるのであります。これは日本国憲法の基本的な精神をおかすことにもなると思ひます。だからこそ第五次選挙制度審議会の答申も、政党本位の選挙においては言論、文書による選挙運動は選挙運動の最も本来的なものとして、選挙運動が公正に行なわれるための最小限度の規制を限り、自由化すべきだということをはつきり言つておるのであります。そしてこのことに基づいて、自民党をも含めて、この現行法を昨年の六月に成立させたはずであります。

その後、自民党まで含めて成立させた法案をこのように政策発表の自由の手をしばらなければならぬ理由というものは何かといへば、これはもう京都で自分が負けたから相手方の正しい手をしばるなんというものはひききょうきわまるやり方である。だから、各新聞の社説からも党利党略だということをはつきり言われているわけでありまして、わずか一年もたないうちにこの公職選挙法の一部改正を企てた。これをよく考へてみますと、佐藤総理も本会議で、目に余るピラ合戦と言つておられます。

しかし、これは一体何をさすのか、もう少し深く考へてみますと、もし京都府知事選挙に際してこの大量のピラの配布が問題になるとするならば、それは政党の政治活動、選挙活動とは全く言ふに足らない、個人あるいは団体に対する自民党側の行なつたデマ、中傷、仮処分とめられておるようなそういう謀略的な宣伝ピラ以外の何

ものでもないじゃないか。たとえば柴田派の「若い京都」の号外として出された「赤軍による日航機乗っ取り！これが共産主義の正体だ！」というビラ、これは全く政策と関係のないビラである。こういうものが大量にまかれていた。これは典型的な一例であります。

さらに京都府知事選挙の経過を調べてみますと、選挙活動の本来の姿である政策と政策による争いでは太刀打ちができない、みずからの欺瞞的な政策ではとうてい多くの選挙民の支持を得ることができないという自民党柴田派が、非常に卑劣なデマや中傷や謀略宣伝をしたという行なったことに対して、共産党や社会党その他明るい民主府政をすすめる会に結集した民主勢力が堂々とした政策と正当な反論を行なった、これが事実であります。

正当な反論、政策に敗れた自民党は、今度は手のひらを返すように、あたかも京都府知事選挙が両派による目に余るどろ合戦であるというような、こういう口実を描き出して、本来の選挙活動の基本である政策宣伝を大幅に規制しようとする、これが本法案を自民党が出してきた本性である、こう言わざるを得ない。

これは、京都府民さらには世論の動向を無視したものであって、政府みずからの諮問機関である第五次選挙制度審議会、これは私が幾度も言っていますけれども、この意向を無視したものであって、民主主義そのものの基本的精神を踏みにじる以外の何ものでもないと思うのであります。わが党は、このようなねらいを持つ本改正案を断じて許すわけにはいきません。まずこれが第一の理由であります。

第二に、金がかかるといふ問題があります。これもこの委員会で論議されました。本来、選挙において金がかかるというのは、買収や供応などの不正手段によって有権者の票をかすめとろうとするからこそ金がかかるのであります。これが最も大きな原因であります。正当な政策宣伝活動によって金がかかるというようなことはあり得ませ

ん。もし正当な政策宣伝活動をさして金がかかるというならば、それは買収や供応などの不正手段をあいまいにさせることであって、これは正当な選挙活動を規制することになる口実にすぎないのではありません。

京都における府知事選挙は、政策宣伝活動が広く行なわれて、有権者の政治的関心が高められた、このことは先ほど私が報告したとおりであります。その結果、買収や供応など不正手段による選挙は一件もなかったという報告がなされているのは御承知の通りであります。参議院の公職選挙法の関係する特別委員会の現地における調査も、そのことが先ほど私が読み上げたように報告されております。また地元代表の意見が正しく指摘しているところであり、すなわち、すべて明瞭な選挙であり、選挙公害を乗り越えてもこのやり方を続けることが民主主義選挙を完成する過程である、こういうふうな位置づけを評価しているわけであり、さらには候補者の政策の対立を知る機会を十分持つことができるとも、汚職や買収など一件も起こる余地がなかった。要するに政策を堂々と両派が明らかにして、この争点で争えば、汚職や買収など一件も起こらない、金は全くかからない。だから、金がかからないということは政策発表の機会を十分に保証してやるということであり、制限するということとは、これは逆であって、かえって金のかかる道を開いてやることになると思わざるを得ないのであります。政府がこのような参議院の公職選挙特別委員会の調査報告結果をあえて無視した真の意図は、金がかかり過ぎるといふ口実で正当な政策活動を規制することにあるといふことは、もう明白だと思えます。もし真に金がかかることを防ぐつもりであるというならば、買収、供応など不正手段につながる独占資本との腐り切った関係を断ち切るために、先ほど同僚委員からの話もありましたように、政治献金を規制する政治資金規正法をすみやかに提出したらいじゃないでしょうか。わが党は政府・自民党がこのような重大な問

題にほおかぶりして、本改正案を強引に成立させようとすることを断じて許すことはできません。これが第二の理由であります。

第三には、本改正案によれば、確認団体が頒布することができる政治活動用ビラは三種類、二種類に限るといふこの問題であります。

もしこのようなことになるならば、デマや中傷や謀略ビラが不法にも多数発行されたという場合に、それに正当に反論する道が閉ざされる。このことは先ほどの私の質問でも明らかになったのであります。そういうことになってしまふ。かりに三回ももうビラを出してしまつた、そのあとで中傷、謀略のビラが不法に出された場合、それを反駁する道が全く閉ざされている。またビラの種類をこのように限定するためには、そのビラを検討し、確認するために自治大臣あるいは選挙管理委員会がこれを実質的に検閲するという事態が起きてくると思えます。これは実質的には検閲制度の復活を促すものであり、検閲をしてはならないという憲法の精神を踏みにじることになると思えます。これはまた政党の自主的な活動を規制する実質的な政党法の制定への第一歩でもあり、民主主義の根本を侵す重大な問題であります。政府は、この選挙法一部改正案を契機として、いわゆる金のかからない選挙、政党本位の選挙と称して、政党法の制定を検討している、そしてこの次の選挙制度審議会にこのような意向を含んで答申にかけたといふことは、本委員会の質疑でも明らかになったところであり、

さらに、本改正案が議会制民主主義を破壊し、与党の専制を確保し、憲法を改正して戦争への道を歩ませる小選挙区制の実施をはかろうとすることに通ずるといふことを、われわれは深く警戒せざるを得ないのであります。一九七〇年代のわが党及び民主勢力の前進に直面した政府自民党が、それへの対策として打ち出したものである。この法案が小選挙区制にも通じてくるということ、これを十分警戒せざるを得ないのであります。これが私たちが反対する第三の理由であります。

最後に、いま真に民主主義的な選挙制度を確立するために必要なことは、以上指摘してきましたような謀略的な公職選挙法の改悪ではなくして、再度強調しますが、選挙を最も毒する汚職、腐敗、買収などを根絶し、財界からの政治献金を一切根絶させる、そのための政治資金規正法を直ちに制定し、国会に提案する、また人口の移動に伴って生じたそれぞれの選挙区におけるあまりに不合理な定数の不均衡を是正する問題であります。このような重大な問題に手をつけようとして、しやにむに今国会において、政党の本来の活動である政策発表のビラを三種類、地方議員の選挙では二種類、このような制限をして、これを押し通そうとするといふことは、われわれは断じて許すことができないと思えます。

このようなことは、幾度も申し上げましたが、政府・自民党の党利党略によって、民主主義そのものの根本を侵すことになり、全く反動的な本法案だといわざるを得ないのであります。わが党はもとより、民主主義を愛しておるすべての国民は、断じてこれを許すことはできません。

わが党は、ここに政府・自民党の猛省を促して、このような法案は直ちに撤回することを強く要求いたしました。私の反対討論を終わります。

(拍子)

○吉田委員長 以上で討論は結局いたしました。公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○吉田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後六時三十六分散会

昭和四十五年十二月二十三日印刷

昭和四十五年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局